

八丈町建設課所有備品貸付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町道に越境している枝木等の伐採を支援するため、八丈町建設課が所有し管理する備品を貸付けることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸付けを行う備品等)

第2条 貸付けすることができる備品は、別表に定める町が認めたものに限る。

(貸付けを行う団体等の範囲)

第3条 貸付けを行う団体等の範囲は、町内を活動場所とし、自主的な公益活動(営利、宗教、政治活動等を目的とするものを除く。)を行う次に掲げる町内の団体または町内に土地を所有、管理、使用している者とする。

- (1) 自治会
- (2) 公共的団体
- (3) 町内に土地を所有、管理、使用している者
- (4) その他町長が特に認める団体等

(貸付日数及び貸付場所等)

第4条 貸付日数は、原則として、貸付けの翌日から起算して5日以内とし、備品の使用が終了したときは、使用者は、借受け前の原状に復して速やかに返却しなければならない。

2 前項の貸付日数は、町長が必要と認めたときはこれを変更することができる。

3 備品の貸付及び返却場所は、八丈町役場建設課とする。

4 備品の使用を申請する者は、開庁日に備品借用申請書(様式第1号)を町に提出し、借受けを行うものとする。

(貸付許可の取消)

第5条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、備品の貸付けを取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用を停止させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき
- (2) 貸付けの目的に違反したとき
- (3) 災害等で町が使用することになったとき
- (4) その他町長が使用を不相当と認めるとき

(貸付料)

第6条 備品の貸付料は、無料とする。

(管理責任)

第7条 使用者は、備品を善良に管理するものとする。この場合において、使用者は、備品を他の目的に使用し、又は転貸してはならない。

(負担)

第8条 備品の使用に際し、必要な消耗品は使用者の負担とする。

2 使用者は、備品に棄損又は滅失を生じさせたときは、それによって生じた修繕及び賠償の責任を負うものとする。ただし、町長が認めた場合はこの限りでない。

(事故等の処理)

第9条 備品の使用によって生じた事故等に関しては、八丈町は一切の責任を負わないものとする。

附 則

この要綱は、令和4年5月1日から施行する。

別 表

貸付備品一覧

貸付備品名	数量	個別条件
高枝ノコギリ	6	返却時清掃を行い開庁日に返却すること
ノコギリ	6	返却時清掃を行い開庁日に返却すること

様式第1号

備品借用申請書

年 月 日

八丈町長 殿

住 所
申請者 団体名 (氏名)
電 話 番 号

下記の備品を町道に越境している枝木等の伐採を行うため、借り受けたいので申請します。

なお、備品の使用にあたっては、八丈町建設課所有備品貸付要綱に定められた事項を遵守いたします。

記

- 1 使用場所 八丈町
- 2 借用備品

借用備品	数 量	建設課記入
高枝ノコギリ		
ノコギリ		

- 4 使用期間
借用予定 年 月 日 () 時から
返却予定 年 月 日 () 時まで
(※借用・返却は、開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで)
- 5 使用責任者
氏 名
電話番号
- 6 返却確認 (※町が記入)
年 月 日 確認者